

「令和 8 年熊本地震」により被災された方への生活安全警察に関する各種手数料の一部免除のお知らせ

被災された皆様方におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

熊本県警察本部生活環境課

今回の震災により被災された皆様におかれましては、熊本県公安委員会所管の生活安全警察に関する各種手続きのうち一部の手数料の徴収を免除します。

記

- 1 対象者
令和 8 年熊本地震により被災された方
- 2 対象となる申請及び手数料
別表「対象申請及び手数料一覧」参照
- 3 免除申請期間
令和 8 年 7 月 2 9 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間
- 4 免除申請に必要な書類
市町村役場が発行する「罹災証明書」
なお、罹災証明書がない場合には、申立書を提出して頂きます。
- 5 手数料の還付について
免除の対象となる方で、令和 8 年 7 月 2 9 日以降に免除の対象となる手数料を既に納付されている場合で、この手数料の還付を請求される場合は、手数料が還付されます。
なお、還付請求は、申請した警察署で手続きを行ってください。
 - (1) 必要書類
上記 4 の書類に加えて「還付請求書」が必要となります。
※還付請求ができる期間は、上記 3 の免除申請期間に限られます。
 - (2) 注意事項
還付金については、後日口座振込となりますので、本人名義の口座に係る銀行名、支店名、口座種別及び口座番号が必要となりますので、通帳又は前記の内容が分かる資料を持参してください。
- 6 問い合わせ先
 - (1) 熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室
0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0（内線 3 1 8 3 ～ 3 1 8 7）
 - (2) 熊本県内各警察署生活安全課（係）
警察署代表電話では、音声ガイダンスを運用しているため、ガイダンス番号「5」番を押下するとスムーズな利用ができます。

別表

対象申請及び手数料一覧

法 令	対象申請	手数料
風営法 関係	風俗営業許可証再交付申請	1,200 円
	風俗営業遊技機変更承認申請（認定機）	2,400 円
	風俗営業遊技機変更承認申請（検定機）	5,200 円
	検定機 1 台あたりの手数料	40 円
	特例風俗営業者認定証再交付申請	1,200 円
古物 営業法 関係	古物営業許可証再交付申請	1,300 円
	古物営業許可証書換申請	1,500 円
	古物市場主許可証再交付申請	1,300 円
	古物市場主許可証書換申請	1,500 円
質屋 営業法 関係	質屋営業許可証再交付申請	1,300 円
	質屋営業許可証書換申請	1,500 円
	質屋営業所移転許可申請	12,000 円
銃刀法 関係	銃砲刀剣類所持許可証再交付申請	1,900 円
	銃砲刀剣類所持許可証書換申請	1,600 円
	年少射撃資格認定証再交付申請	1,900 円
	年少射撃資格認定証書換申請	1,800 円
警備業法 関係	警備員指導教育責任者資格者証再交付申請	1,800 円
	警備員指導教育責任者資格者証書換申請	1,800 円
	機械警備業務管理者資格者証再交付申請	1,800 円
	機械警備業務管理者資格者証書換申請	1,800 円
	警備業検定合格証明書再交付申請	2,000 円
	警備業検定合格証明書書換申請	2,200 円